

(趣旨)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の公共施設

エ 前各号に掲げるもののほか広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲)

第4条 広告掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治的目的を有するもの

(4) 宗教的目的を有するもの

(5) 社会問題についての主義主張にあたるもの

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(8) その他広告媒体に掲載する広告物として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第5条 市長は、広告掲載の募集をするときは、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

(1) 広告掲載を行う広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び掲載料金

(3) 広告の募集方法

(4) 広告の選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告掲載の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告の掲載料金を納入しなかったとき。

(2) その他広告掲載に支障があると認めたとき。

(審査機関)

第7条 広告掲載に関する事項を審査するため、香取市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、総務課長、秘書広報課長、企画政策課長、財政課長、商工観光課長の職にある者をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日告示第24号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日告示第31号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日告示第35号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。